

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における通則等の基準に関する規程

平成16年4月1日

自機規程第 14号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)における通則等の種類, 制定手続及び形式等については, 他に別段の定めがあるもののほか, この規程の定めるところによる。

(通則等の種類)

第2条 通則等の種類は, 次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 通則
- 二 規程
- 三 規則
- 四 細則

(基準)

第3条 通則は, 機構の組織及び管理運営の基本となる事項について, 機構長が定めるものとする。

第4条 規程は, 次の各号に掲げる事項について, 機構長が定めるものとする。

- 一 法令で機構長が定めることを義務づけられている事項
- 二 機構に置かれる2以上の大学共同利用機関(以下「機関」という。)に係る事項。ただし, この号において, 基礎生物学研究所, 生理学研究所及び分子科学研究所(以下「岡崎3機関」という。)は, 1の機関として取り扱うものとする。
- 三 その他機構の組織及び運営に係る重要事項

第5条 規則は, 事務局及び各機関の組織及び運営に係る事項のうち, 通則又は規程で定めるもの以外の事項について, 事務局に係る事項は機構長が定め, 各機関に係る事項は当該機関の長が定めるものとする。ただし, 岡崎3機関のうち2以上の機関に係る事項については, 当該機関の長の合議により定めるものとする。

第6条 細則は, 通則, 規程及び規則の規定に基づき又はこれらを実施するため, 必要な細目等について, 機構長又は当該機関の長が定めるものとする。ただし, 岡崎3機関のうち

2以上の機関に係る事項については、当該機関の長の合議により定めるものとする。

(通則等の形式)

第7条 通則等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。

(記号及び番号)

第8条 通則等には、次の表の区分により記号を付すものとする。

通則等の記号	左欄の記号を付す通則等
通則第 号	通則
自機規程第 号	規程
自機規則第 号	機構長が定める規則
国天規則第 号	国立天文台長が定める規則
核研規則第 号	核融合科学研究所長が定める規則
基研規則第 号	基礎生物学研究所長が定める規則
生研規則第 号	生理学研究所長が定める規則
分研規則第 号	分子科学研究所長が定める規則
岡共規則第 号	岡崎3機関のうち2以上の機関に係る事項で当該機関の長の合議により定める規則
自機細則第 号	機構長が定める細則
国天細則第 号	国立天文台長が定める細則
核研細則第 号	核融合科学研究所長が定める細則
基研細則第 号	基礎生物学研究所長が定める細則
生研細則第 号	生理学研究所長が定める細則
分研細則第 号	分子科学研究所長が定める細則
岡共細則第 号	岡崎3機関のうち2以上の機関に係る事項で当該機関の長の合議により定める細則

2 通則等には、前項に定める記号の区分ごとに、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる一連番号を付すものとする。

(周知)

第9条 通則等を定めた場合は、掲示、回覧その他の方法により、機構内に周知するものとする。

2 各機関が規則及び細則を定めた場合には、機構長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。